賀茂川漁業協同組合京内共第５号
第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）
第１条　この規則は、賀茂川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第５号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。
３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。
４　第１項の承認を受けた者は、直ちに、第６条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（遊漁の方法等）
第３条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により　ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

<table>
<tr><th colspan="2">ア遊漁の種類</th><th>イ遊漁の方法</th><th>ウ統数又は規模</th><th>エ区　域</th><th>オ期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2">あ　ゆ</td><td>竿釣
投網
刺網</td><td>１人１竿
１人２統
（全長 30m 以内）</td><td rowspan="4">賀茂川全域
高野川全域
静原川・鞍馬川全域</td><td>5 月 26 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">こ　い</td><td rowspan="3">竿釣
投網
たも網</td><td rowspan="3">１人１統</td><td>1 月 1 日から 4 月 30 日まで、
6 月 1 日から 12 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふ　な</td><td>1 月 1 日から 4 月 19 日まで、
5 月 21 日から 12 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">は　え</td><td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">うなぎ</td><td>竿釣
手釣</td><td>流し釣は 1 人針 10 本以内</td><td>全区域</td><td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ます類</td><td>あまご
にじます</td><td rowspan="2">竿釣</td><td rowspan="2">１人１竿</td><td rowspan="2">賀茂川志久呂橋上流全域
高野川花園橋上流全域
中津川・貴船川・静原川・鞍馬川全域</td><td>3 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間</td></tr>
<tr><td>いわな</td><td>3 月 16 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内</td></tr>
<tr><td colspan="2">かわよしのぼり</td><td>いしみ、
じょれん漁具
漁法</td><td></td><td>全区域</td><td>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td></tr>
</table>

２　前項の公表は、組合の掲示板及び第６条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

（禁止区域及び漁具漁法等の制限）

第４条　前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域に　おいてウ欄の期間中は、エ欄の漁具漁法を用いて遊漁をしてはならない。

<table>
<tr><th>ア魚種</th><th>イ区　域</th><th>ウ期　間</th><th>エ漁具・漁法</th></tr>
<tr><td rowspan="12">全漁業権種</td><td>柊野堰堤たん水区域</td><td rowspan="2">1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td><td>素掛け漁法</td></tr>
<tr><td>市原堰堤たん水区域・西塔橋から土ドメ堰堤までの区域</td><td>網漁法
素掛け漁法</td></tr>
<tr><td>中津川堤防から柊野堰堤までの区域</td><td rowspan="2">4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間</td><td>全漁具・全漁法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全区域</td><td>毛針釣漁法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 月 1 日から 12 月 31 日まで</td><td>夜間の網漁法</td></tr>
<tr><td>丸太町大橋から七条大橋までの区域</td><td>夜間の素掛け漁法</td></tr>
<tr><td>柊野堰堤から十条大橋までの区域
花園橋から鴨川との合流点までの区域</td><td>4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間</td><td>にごりすくい</td></tr>
<tr><td>今井堰上流端から上流へ 50ｍの区域</td><td rowspan="5">５ 月 1 日から ８ 月 31 日まで</td><td rowspan="5">全漁具全漁法</td></tr>
<tr><td>四条落差工上流端から上流へ 50ｍの区域</td></tr>
<tr><td>三条落差工上流端から上流へ 50ｍの区域</td></tr>
<tr><td>丸太町落差工上流端から上流へ 50ｍの区域</td></tr>
<tr><td>荒神口落差工上流端から上流へ 50ｍの区域</td></tr>
</table>

（体長制限）

第５条　次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する全長以下のものは　これを採捕してはならない。

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th>全長</th></tr>
<tr><td colspan="2">こ　い</td><td>15cm</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふ　な</td><td>10cm</td></tr>
<tr><td colspan="2">うなぎ</td><td>30cm</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ます類</td><td>あまご</td><td>12cm</td></tr>
<tr><td>いわな　にじます</td><td>15cm</td></tr>
</table>

（遊漁料の額及び納付の方法）

第６条　遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の 20 パーセント以内、日券に　おいては 50 パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">魚種</th><th>漁具漁法</th><th>期間</th><th>遊漁料</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">あゆ</td><td rowspan="2">竿釣・投網・刺網</td><td>年券</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td>日券</td><td>3,300 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">こい
ふな
はえ</td><td rowspan="2">竿釣・投網・たも網</td><td>年券</td><td>2,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">日券</td><td rowspan="3">1,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">うなぎ</td><td>手釣・竿釣</td></tr>
<tr><td colspan="2">かわよしのぼり</td><td>いしみ、じょれん漁法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ま
す</td><td rowspan="2">あまご
いわな</td><td rowspan="2">竿釣</td><td>年券</td><td>6,600 円</td></tr>
<tr><td>日券</td><td>2,750 円</td></tr>
</table>

類	にじます			
全魚種		第３条に定める漁法に準ずる	年券	15,400 円

２　遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。
３　あゆの日券については、釣、網解禁後 10 日間は発行しないものとする。
４　ます類の日券については、釣解禁後 10 日間は発行しないものとする。
５　次の表の左欄に掲げる者の年券の遊漁料は、第１項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

遊漁する者の区別	遊漁料
中学生以下の者	免除（ただし網漁法を除く）
身体障害者 18 歳以下の者 女性 高齢者（75 歳以上）	第１項に規定する各料金の２分の１に相当する額 （ただし全魚種券は 8,800 円とする）

（遊漁承認証等に関する事項）
第７条　組合は、第 2 条第 3 項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
２　組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
４　遊漁承認証は、再発行しない。ただし、特に組合が認めた場合はこの限りではない。

（遊漁に際し守るべき事項）
第８条　遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
４　遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
５　遊漁者は、組合が漁業権（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）
第９条　漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
２　漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）
第 10 条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）
第 11 条　この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

（附則）
この規則は、令和６年１月１日から施行する。